



鹿教総第98号  
令和6年5月22日

鹿嶋市監査委員 錦織修一様  
鹿嶋市監査委員 池田芳範様

鹿嶋市教育委員会教育長 川村



令和5年度第1回定期監査結果に基づく改善措置の通知について

のことについて、別紙のとおり改善措置しましたので、地方自治法第199条  
第14項の規定に基づき通知します。

## 令和5年度監査結果の改善措置状況

&lt;所管：教育委員会 総務就学課&gt;

前回監査実施年月日	令和5年5月31日	対象部課名	中野東小学校
<p>○ 監査結果</p> <p>財産（物品・施設等）の管理状況 切手受取簿の切手枚数と保管している切手枚数が合っていないものがあった。 切手は現金と同様注意して取り扱う必要があるため、正しく管理されたい。</p>			
<p>○ 改善措置状況</p> <p>指摘事項については、使用した職員による受取簿への記載もれや使用しようと受取簿へ記載したもののは使わせず、受取簿の訂正をしなかったことが原因です。 各職員へ受取簿の記載徹底及び使用時における他職員による現物と受取簿の確認、併せて管理職、事務職員による定期的な残確認を行い、チェック体制を図ってまいりました。 引き続き、同体制の維持、強化を図ってまいります。</p>			

## 令和5年度監査結果の改善措置状況

&lt;所管：教育委員会 教育指導課&gt;

前回監査実施年月日	令和5年5月31日	対象部課名	教育委員会 教育指導課
<b>○ 監査結果</b>			
勤務時間、旅行の管理状況			
<p>①一部の職種の会計年度任用職員に対し、年間休暇付与日数を誤って付与していた。年間休暇付与日数が、1週間の勤務日の日数（週5日）で付与されているが、1年間の勤務日の日数（169日から216日まで）で付与するのが正しい。（勤務年数4年度以上の者には、16日付与されているが、12日が正しい。また、勤務年数6年度以上の者には、20日付与されているが、15日が正しい。）十分留意し適正に処理されたい。</p> <p>②11月採用者に対し、年間休暇付与日数を誤って付与していた。任用期間が12月に満たない場合、4月超5月以下の場合は5日付与となるため、5日×7時間=35時間の付与となるところ、49時間付与していた。適正に処理されたい。</p>			
<b>○ 改善措置状況</b>			
<p>①指摘のあった小中学校チームティーチング講師嘱託職員は、年度初めに年間の勤務日を設定しており、週5日勤務する時もありますが、学校の長期休業中は勤務日に設定していません。</p> <p>本来であれば、鹿嶋市会計年度任用職員に関する規則別表第3の規定により、「1年間の勤務日の日数」で判断するところ、誤って「1週間の勤務日の日数」で付与日数を判断したことが要因です。</p> <p>該当する職員の年次休暇カードを過去にさかのぼり確認したところ、多く付与した時間数よりも、残っている時間数の方が多かったため、欠勤は発生していません。該当職員の年次休暇カードを修正するとともに、休暇日数早見表を作成し、複数の職員での確認体制を図ってまいりました。</p> <p>引き続き、同体制を維持するとともに、課員が鹿嶋市会計年度任用職員に関する条例、規則等関係法令に則った適正な事務処理に努めてまいります。</p>			
<p>②該当職員は、11月採用（任期：5か月間）で、休暇付与日数は、鹿嶋市会計年度任用職員に関する規則別表第2の規定により、「任期が4月を超える場合は、5日間付与」で計算するところを誤って「任期が5月を超える場合は、7日間付与」で計算してしまったことが要因です。</p> <p>該当職員の年次休暇カードを確認したところ、正しい付与日数以上に休暇を取得していたため、多く取得した分は欠勤となり、欠勤分の報酬返還の手続きを取りました。併せて、休暇日数早見表を作成し、複数の職員での確認体制を図ってまいりました。</p> <p>引き続き、同体制を維持するとともに、課員が鹿嶋市会計年度任用職員に関する条例、規則等関係法令に則った適正な事務処理に努めてまいります。</p>			